

# 入札公告

地方独立行政法人秋田県立病院機構契約事務取扱規程第4条第1項の規定に基づき、次のとおり条件付き一般競争入札を行なうので公告します。

令和6年11月11日

地方独立行政法人秋田県立病院機構

理事長 鈴木 明文

## 1. 入札に付する事項

### (1) 納入機器・業務

誘導灯取替工事

### (2) 納入機器・業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入・業務完了期限

令和7年3月31日

### (4) 納入・業務実施場所

秋田県大仙市協和上淀川字五百刈田352番地

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 全館

## 2. 入札に参加する者に必要な資格

(1) 秋田県立病院機構契約事務取扱規程第3条第1項・第3項・第4項の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。

(3) 秋田県暴力団排除条例第2条に規定する、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(4) 当該契約に係る入札説明書の交付を受け、競争入札参加資格確認申請をしていること。

(5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、以下の建設業の許可を受けていること。

許可業種：消防施設工事業

許可区分：特定または一般建設業許可

(6) (5) について、請負契約を締結する日（入札予定日から5日以内）の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。

- (7) 主たる営業所が秋田市または仙北管内（大仙市、仙北市、仙北郡）にあること。
- (8) 甲種四類消防設備士が2名以上所属すること。
- (9) 一級電気施工管理技士が1名以上所属すること。
- (10) 過去3年間に、精神科病棟内での同種工事实績（修繕等含む）が3件以上あること。

### 3. 入札説明書及び仕様書の交付、契約条項を示す場所

#### (1) 交付期間

令和6年11月11日（月）から令和6年11月22日（金）まで  
土・日・祝日を除く9時00分から17時00分まで

#### (2) 交付場所

〒019-2492

秋田県大仙市協和上淀川字五百刈田352番地

地方独立行政法人秋田県立病院機構

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター

事務部 総務管理課

電話018-892-3751（内線5645）

#### (3) 持参するもの

- 担当者の名刺等、連絡先がわかるもの
- 書類を受領する者本人の印鑑（認印で可）

### 4. 入札参加資格確認申請等

入札に参加しようとする者は、別に配布する入札参加資格確認申請書等を提出すること。

#### (1) 提出場所

3(2)と同じ

#### (2) 提出期限

令和6年11月22日（金）17時00分

#### (3) 提出期限までに提出する書類

別紙のとおり

### 5. 入札説明会

行なわない。

現場の下見が必要となる際には、その下見を希望する日の前々日までに申し出ること。業務の事情により希望どおりの日時に実施できない場合もあるため、なるべく早めに申し出ること。

なお下見は、入札日の前日までに行うこととする。

6. 入札執行の日時及び場所

(1) 入札日時

令和6年11月25日(月) 14時00分

(2) 入札場所

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 3階 大会議室

7. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

秋田県立病院機構契約事務取扱規程第7条第2項3により免除

(3) 契約保証金

秋田県立病院機構契約事務取扱規程による。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本件競争に参加する者に必要な資格を有すると判断された入札者であって、予定価格の制限の範囲内の入札金額を提示した入札者のうち、入札価格が最も低い者を落札者とする。

(7) 詳細

入札説明書による。

以上

※ 秋田県立病院機構契約事務取扱規程 第3条

第1項 理事長は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

第3項 理事長は、秋田県により指名停止の措置がなされている者を、当該指名停止の期間、競争入札に参加させないことができる。

第4項 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことができる。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者、または公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者